



推薦のことば



新年早々、盟友岩城猪一郎先生が来訪され、本書を出版したいからと、原稿を持ってこられた。

早速、読ませていただき、「これは実務者の教材として実に素晴らしい！」と思った。それは本書が、近頃、よく耳にする「まさか我が社でトラブルが…」という個別労働紛争にかかる使用者（事業主）の嘆きの言葉と重なっていたからである。内容も、実際に起きたトラブルの生々しい事例が取り上げられ、それを平易で、わかりやすく解説されている最近にない出色の出来だと思う。

さて、現在の我が国の経済社会の動きを見ると少子化・長寿化に起因する、超高齢社会のカウンtdownが始まろうとしている、その矢先に老後の生活設計を支えるはずの年金制度が半壊状態に陥り、また雇用の面では、正規社員にまで失業者層が拡大している。

昨秋の政権交代で誕生した新政府は、雇用創出や失業率の回復、年金記録の修復といった、雇用と労働問題、社会保険関係を中心とした社会保障の見直しなどの政策を打ち出してはいるが、一方で景気回復が進まないこともあって、企業は事業の存続を危ぶみ、人員削減策に歯止めを掛けられないでいる。加えて事業廃止、倒産など厳しい現状がある。

こうした背景に伴って、採用、退職、解雇、労働条件の不利益変更などにまつわる紛争の火ダネが増大している。そこで頼りたくなるのがADR（裁判外紛争解決手段）である。ところが、そのADRでは紛争当事者の一方があっせんに応じない、あるいは、あっせんが途中で打ち切られてしまい円滑に解決できないことがある。そのために、個別労働紛争がユニオン（労働組合）との団体交渉など集団的労使関係によって解決するケースが増えてきている。

また個別労働紛争を、ADRによらず、あえて訴訟代理権を行使して簡易裁判所へ持ち込むケースも出てきた。それは、これまで主力業務であった消費者金融（サラ金）に絡む事件が減少していることから個別労働紛争にシフトしようとする考えであろう。ちなみに、未払賃金2年分（労基法115条）プラス付加金（同法114条）の請求を検討しているという話を聞く。

とにかく、職場でトラブルを発生させないことである。そのためには未然防止の対策に最善を尽くすことである。それには使用者（事業主）が自ら労働法規や労働社会保険関係の法令順守を徹底し、労働契約の基本となる就業規則をきちんと整備しておくことである。また重要なことは労働契約をあいまいにしたり、解釈や運用を誤らないよう留意することである。そしてやむなく労働紛争が起きてしまったら、企業内で自主的に対策を講じて、早期に解決することである。そうすれば裁判沙汰にもならずすむであろう。

本書は、採用から退職に至るまでの勤務時間、休日、休暇、賃金、賞与、退職金、災害補償、服務規律、賞罰など広い範囲で且つ深掘りで、トラブルの実態を知り尽くしてまとめられている。したがって、社会保険労務士だけでなく、企業の人事総務など労務管理を担当する人達にも、ぜひ必読し役立ててもらいたいと強く願う次第である。

2010年3月

全国社会保険労務士会連合会
最高顧問 大槻 哲也

目次

第1章 採用にかかわるトラブル事例

- CASE1 嘱託社員が結束！労働条件を明示せよ！！ 8
- CASE2 妊娠による育児休業の請求を理由に、採用取消しができるのか？ 20
- CASE3 パートタイムから月給制になった社員の労働契約と時間外手当の未払い 33

第2章 勤務・勤務時間にかかわるトラブル事例

- CASE1 配置転換の際に再度試用期間を設けることは可能か 56
- CASE2 神社での清掃活動は労働時間か？ 68
- CASE3 妊娠中の女性社員から仕事の軽減の申出に会社としてどのように対応すべきか … 78

第3章 休日・休暇にかかわるトラブル事例

- CASE1 育児休業を終えて職場復帰する者の労働条件を変えたい 94
- CASE2 社員が裁判員に選ばれたら、有給休暇扱いにしなければならないのか？ 106

第4章 賃金・賞与・退職金にかかわるトラブル事例

- CASE1 会社を辞めたはずの社員が逆襲！ある日突然、団体交渉の申し入れが… 122
- CASE2 社員がライバル会社（競合他社）へ転職する場合、退職金を減額できるのか？ 134

第5章 災害補償にかかわるトラブル事例

- CASE1 うつ病の労災認定 148
- CASE2 労災事故でもとの体に戻らなかった場合、うまく解雇できますか？ 160

第6章 服務規律にかかわるトラブル事例

- CASE1 個人情報の取扱い 176
- CASE2 会社貸与のパソコンを無断で中身を確認するのはプライバシーの侵害といえるか？ 187
- CASE3 セクハラへの訴えに対して懲戒解雇しようとしたが、どこまでをセクハラというのか？ 200

第7章 賞罰にかかわるトラブル事例

- CASE1 不当解雇でもめる前に会社として何か対処する方法はあるのか？ …………… 216
- CASE2 仕事ができない社員を辞めさせたいのですが… …………… 227

第8章 退職にかかわるトラブル事例

- CASE1 定年後再雇用したい社員と退職してもらいたい社員がいる …………… 240
- CASE2 社員の退職金規程はあるが、取締役の規程がない！ …………… 254

番外編 パワハラ・社会保険料にかかわるトラブル事例

- CASE1 退職社員が「パワハラ」で慰謝料を請求してきた！ …………… 268
- CASE2 賞与にかかる会社負担分社会保険料を負担してもらおうという全社員宛一斉メールが… …………… 280

(注) 本書に掲載されている事業所名・人名はすべて仮称です。

S R アップ 21 のご紹介

S R アップ 21 は、社会保険労務士 岩城猪一郎 が代表となり平成 6 年 8 月に設立し、東京、北海道、愛知、大阪、福岡の大都市を中心に北は北海道から南は沖縄までの 28 都道府県に下部組織を構築し活動の充実を図っています。

また、下部組織以外の地域においてもネットワークがありますので全国対応サービスが可能です。

S R アップ 21 設立の趣旨は、バブル崩壊後、劇的に変革している経済社会にあって、労働意識の多様化や少子高齢化の進展等を背景にして、社会保険労務士の専門性を大いに発揮して、変革時代に相応しい 21 世紀型企業構築に寄与しようというものです。

これまでの企業倫理であった、金・物中心社会から脱却して、『人から始める経営』にシフトしていく企業が勝組みになることは明々白々であります。

勝組み企業となるためには、第一に企業の社会性のリ・デザインが必要となり、加えて、企業の現状に挑戦する勇気です。

例えば、これまでの雇用慣行や年功賃金、退職金制度、企業福利、社員教育など等についての見直しと改善は早急に取り組まなければなりません。

併せて、企業 C S R やコンプライアンスの確立が急務であり、企業のリスク診断を怠ったり、取組みの遅れた企業ほど個別労使トラブルの発生割合が多く見受けられます。

この経営環境にあって、人事・労務管理の専門家がグループ化、ネットワーク化を図り企業が直面している体質改善や体力増強のためのサービスに努め、そのサービスは、良質でしかも効果的に継続性を担保すべく活動しています。

S R アップ 21 では、さまざまな企業ニーズに応えられる専門知識・技法、手法の習得に努め、生損保会社、協同組合、自動車メーカー、各種学校、コンサルタント会社、士業有志等の方々から感謝されていることをご報告し、併せて、S R アップ 21 理念の一端をご紹介させていただきました。

平成 22 年 3 月吉日

全国 S R アップ 21 本部事務局

〒 154-0017 東京都世田谷区世田谷 1 - 15 - 7 ローヌイケダビル 2 F

URL <http://srup21.co.jp> ・ E-mail honbu@srup21.co.jp

著者略歴



岩城 猪一郎 (いわき いちろう)

社会保険労務士法人 岩城労務管理事務所

代表・社会保険労務士

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-33-2

TEL：03-3428-1010

FAX：03-3428-2424

E-mail：info@iwaki-pmo.co.jp

URL：http://www.iwaki-pmo.co.jp

1965年開業。熊本県出身。社会保険労務士法人 岩城労務管理事務所 代表社員。

全国SRアップ21理事長。全国社会保険労務士会連合会元常任理事。連合会付属機関日本労務管理研究センター元理事長。東京都社会保険労務士会元副会長。他多数の役職兼務。ワークスタイルは、人事・労務管理を専門とし、小さな大企業づくりに取り組んでいる。特に、「社員の笑顔づくり」運動を展開し、「会社の明日づくり」を提唱している。

著書／「中小企業経営者への法務実務アドバイス」(〈財〉中小企業情報化促進協会・共著)

「おもしろくてよくわかる労災保険の話と実務」(日本法令)

「個別労使トラブルの対処・予防の話と実務」(日本法令・共著)

「ケーススタディ労働時間・休日・休暇」(第一法規・共著)

「個別労使トラブル〈直前〉解決顛末記」(日本法令・共著)

「届出書類から労務管理が見える」(日本法令・共著)

「中小企業のための経営・税務対策」(ダイヤモンド社・共著)

「労務管理の実務ポイント」(中央経済社・共著) ほか多数



安藤 壽建 (あんどう じゅうけん)

安藤行政事務所

代表・特定社会保険労務士

〒063-0814 札幌市西区琴似4条4-1-20

TEL：011-642-0505

FAX：011-642-6324

E-mail：j-ando@ando-office.com

URL：http://www.ando-office.com

1949年生。北海道大学大学院経済学研究科修了。1972年安藤行政事務所開業、現在に至る。SRアップ21北海道会長、総合労務管理協会理事長、北海道美容専学校運営管理課目講師、高齢者雇用・外国人雇用アドバイザー。専門分野は労働基準法・経営労務管理・賃金体系のコンサルティング。

著書／「すぐに役立つ・人事労務の実際」(相神情報)

「個別労使トラブルの対処・予防の話と実務」(日本法令・共著)

「届出書類から労務管理が見える」(日本法令・共著)



小泉 正典 (こいずみ まさのり)

社会保険労務士 小泉事務所
代表・特定社会保険労務士
〒153-0061 東京都目黒区中目黒 1-9-22-702
TEL：03-5858-6124
FAX：03-5858-6125
E-mail：info@koizumi-office.jp
URL：http://koizumi-office.jp/

1971年生。明星大学人文学部経済学科卒業。平成6年3月に岩城労務管理事務所入所（現社会保険労務士法人岩城労務管理事務所）、平成20年6月に社会保険労務士小泉事務所を開業。専門は、人事労務制度全般のコンサルティング。「社長、人事・総務担当者のストレスを少しでも軽減したい」「企業経営に伴うリスクを削減したい」をモットーに、日々、知識ではなく知恵による業務改善を提案中。SRアップ21業務推進室室長。



藤見 義彦 (ふじみ よしひこ)

武蔵野社労士フォーラム
代表・特定社会保険労務士
〒183-0022 東京都府中市宮西町 5-6-8 叶屋ビル 2階
TEL：042-358-4000
FAX：042-358-4001
E-mail：sr-6340@dune.ocn.ne.jp

1961年生。東京経済大学経営学部卒業。1998年社会保険労務士藤見事務所開業、2005年武蔵野社労士フォーラム設立（代表）、現在に至る。SRアップ21東京副会長。

社会保険協会、商工会議所、航空自衛隊、金融機関など多方面で講師、講演を務める。専門分野は人事・労務相談、教育訓練のコンサルティング。

著書／「中小企業経営者への法務実務アドバイス」（全国SRアップ21編）

「通勤・通学でうかる！iPod社労士音声学習講座平成21年度版」

（ダイヤモンド社・共著）



松井 文男 (まつい ふみお)

淀川労務協会
理事・業務部長・特定社会保険労務士
〒532-0011 大阪市淀川区西中島 3-8-2 KGビル 10F
TEL：06-6838-1711
FAX：06-6838-1789
E-mail：matsui@yodogawaroukyou.gr.jp
URL：http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

1960年生。京都大学農学部卒業。1990年淀川労務協会へ入局。

SRアップ21大阪会会長代理

専門分野は人事・賃金におけるコンサルティング。企業防衛と会社発展のための就業規則・諸規程作成。管理職への労務における管理および法律の研修。特に人事労務をうまく機能させることで従業員の満足度を高め、企業を良くし、収益を上げられるようになることを提唱している。